

岩手県告示第 511 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
赤ちゃんこども歯科	盛岡市上田二丁目 9 番 21 号	平成 17 年 6 月 30 日
小坂内科消化器科クリニック	盛岡市永井 19 地割 258 番地 1	平成 19 年 2 月 28 日
新津あさくら眼科クリニック	盛岡市紺屋町 2 番 1 号	”
ヤナギサワ薬局	岩手郡岩手町大字江刈内第 9 地割 35 番地	平成 19 年 4 月 30 日